

芽室町立学校における 働き方改革推進プラン

(第3期)



令和6年4月改定
(令和8年4月一部改定)
芽室町教育委員会

I はじめに

「Society5.0」の訪れに加え、3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化、DX・GXの進展など社会が加速度的に変化し、先行きが不透明で予測困難な時代となる中で、人々の行動・価値観が大きく変化しています。

このように学校や社会を取り巻く環境が変化し、子どもたちが抱える課題が多様化する中、学校や教職員に求められる役割はますます拡大し、教職員の長時間労働が問題となっています。

令和4年度に北海道教育委員会（以下「道教委」）が実施した「教育職員に係る勤務実態調査」では、前回（令和元年度）と比較し、一定の縮減効果が認められる一方で、未だ多くの教職員が長時間勤務となっているという結果が出ており、当町においても同様の傾向があるものと認識しています。

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを最大限に保障するという観点に立って、教員が授業や授業準備に集中し、子どもたちと向かい合う時間を確保し、健康でいきいきとやりがいを持って働きながら、学校教育の質を高められる環境を構築することは大変重要です。

こうしたことから、芽室町教育委員会として学校現場の業務改善に向けた、これまで以上に実効性のある取組に関し、道教委の取組を参考にしながら、校長会及び教頭会とも協議を進め、今後、一層取組んでいく必要があります。

こうした中、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育職員の服務を監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられました。

II 働き方改革推進プラン（第3期）の基本的な方針

1) 働き方改革推進プラン（第3期）の性格

- ・ 本プランは、改正後の給特法第8条第1項に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に即して定め、加えて町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定するものであります。
- ・ 本プランについては、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2) 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教育が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教

育活動を行い教員の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。

- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、北海道、町、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3) 働き方改革推進プランの目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間

本プランに定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定します。

【目 標】

教育職員の「時間外在校等時間」を、1 か月で45時間以内、1 年間で360時間以内とする。

(1 年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内)

※全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み、国指針で目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現を図る。

【目指す姿】

教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進

【重視する視点】

改革を『自分事』に	ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長
『自走』するチーム	未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い、支え合うチームを構築
地域との『協働』	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

【重点的に実施する取組】

- ① I C T の活用による校務効率化の推進
- ②保護者・地域等との連携協働
- ③部活動休養日等の完全実施
- ④副校長・教頭の業務縮減
- ⑤働き方改革の意識を高める取組の推進
- ⑥メンタルヘルス対策の推進等

※目指す姿や重点的な取組の進捗状況を把握するため、別に指標を設定する。

【取組期間】

令和6年度から令和8年度までの3年間とし、道教委、町教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

4) 保護者や地域住民等への理解促進

- ・ 子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠です。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者・地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが必要です。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、学校運営協議会において議題として取り上げ、保護者・地域住民等とより積極的な

コミュニケーションの下で共通認識を図るなど、説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努めます。

5) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

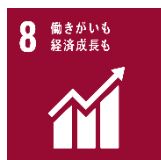
国指針で改めて示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努める。

業務の適正化の推進にあたっては、「3分類」に基づく19項目の具体的な業務やアクション・プランの具体的な取組みも参考に道教委、町教委、学校のそれぞれの役割を果たしながら、取組を進めます。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧I C T機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

6) 関連するSDGsの目標



Ⅲ 働き方改革推進プランの具体的な取組

1 校務の効率化と役割分担の推進

1) I C Tの活用による校務効率化の推進

《町教委》

- ・ 道教委の取組を参考に、校務の効率化を図るとともに、G I G Aスクール構想や学校D Xを推進します。
- ・ 職員の異動により校務のI C T環境の変化による業務負担が生じないように努めます。
- ・ 学習系の各システムや校務支援システムは、将来的な各システム間での相互運用を踏まえた導入を検討します。特に校務支援システムについては、職員の異動により校務のI C T環境の変化による業務負担が生じないように、計画的に整備します。

《学校》

- ・ 上記の取組を踏まえるとともに、会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、クラウド上の教材の教員間での共有、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなど、校務処理の負担軽減を進めます。

2) 保護者・地域等との連携協働

- ・ 保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、広報及び情報提供を行います。
- ・ 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援し、地域とともにある学校づくりに取り組んでいきます。

3) 専門スタッフ等の配置促進

- ・ 教職員定数改善や加配制度の充実、教員業務支援員等の配置について、国や道教委に対する要望を継続して行います。
- ・ 全ての小学校で30人以下の少人数学級を編成とするとともに、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、教育活動指導助手や学校支援員を配置します。
- ・ 外国語指導助手2名体制とし、各小学校に派遣します。

4) 学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減

- ・ 学校徴収金の徴収・管理を、「学校以外が担うべき業務」として、町教委の権限と責任において取組を進めることができるものについて、町教委が取り扱うことや、徴収等の業務を教員が担っている場合には、事務職員が一括して管理することや、口座振替、インターネットバンキングの活用など、教員が関与することがない仕組みを構築するなどの取組を進めます。

2 部活動指導に関わる負担の軽減

1) 部活動休養日等の完全実施

- ・ 生徒の学校生活等のへの影響を考慮し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動における休養日等の実施に向けた取組を進めます。
- ・ 部活動の活動時間は、平日2時間程度、休業日3時間程度が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例などは例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図ります。
- ・ 部活動休養日・活動時間の徹底に当たっては、関係団体と連携・協力して取組を進めます。

○方針（概要）

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上休養日とする。）こと。
- ・ 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。
- ・ 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。

② 部活動の活動時間

- ・ 活動時間は、長くとも平日で2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「芽室町の部活動の在り方に関する方針」による。

《学校》

- ・ 方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に則って設定し、公表した各部活動の休養日及び活動時間等について、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底します。

2) 指導・運営に係る体制の構築

《町教委》

- ・ 方針を踏まえ、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、学校への部活動指導員の配置を検討します。
- ・ 教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた教育委員会規則等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

《学校》

- ・ 特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図る。
- ・ 部活動の指導、引率等を行う部活動指導員や専門的な技術指導を行う外部指導者を活用するほか、関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図る。
- ・ 教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた教育委員会規則等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3) 大会等に係る負担の軽減

《町教委》

- ・ 学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等が開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請する。

《学校》

- ・ 部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

4) 部活動の地域展開

《町教委》

- ・ 休日の部活動を原則、全て地域へ展開することを目指す国のガイドラインを踏まえ、国・道と連携し、段階的な地域展開を進めます。
- ・ 生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保に向けて、拠点校方式の導入拡大や地域クラブ設置に向けた検討を進めます。

《学校》

- ・ 生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、道教委及び町教委の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

3 学校運営体制の見直しなどによる改善

1) 教頭の業務縮減

《町教委》

- ・ 学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進めます。

- ① 学校への調査について、学校側の入力作業等を省略できるよう事前の仕分けを行うなどの取組を不断に進めます。
- ② 学校に関する業務について、校長会や教頭会等との意見交換などで把握した要望などを踏まえ、縮小や簡素化、効率化を検討します。

- ・ 教職員の勤務管理事務や学校の施設管理、保護者や外部との連絡調整など、教頭の業務の負担軽減のため、「副校長・教頭マネジメント支援員」の配置を検討します。

《学校》

- ・ 校長は、組織的な学校運営を行うにあたり、業務内容や業務分担の見直しを進め、副校長・教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備します。
- ・ 管理職員と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、副校長・教頭の業務の分散化を図ります。

参考例

- ・ 定例の管理職員の打ち合わせや職員会議前の打ち合わせを廃止
- ・ 主幹教諭や学年主任、教務部長等のミドルリーダーが機能する学校組織体制を整備し、組織的な経営参画を図る。
- ・ 受信メール等の印刷やデータ処理、職員の休暇処理、電子キーの管理など、事務職員との役割分担の見直し
- ・ 管内で文書のデータを保存するルールを統一化し、異動後においても教頭間の引継ぎや検索を容易とする。
- ・ 管内で横の連携をつくり、お互いの働き方について情報共有や改善につなげる。

2) 学校行事の精選・重点化

《町教委》

- ・ 学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性和意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行います。

《学校》

- ・ それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図ります。
- ・ 学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性和意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協議会等を通じて共通理解を図ります。
- ・ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動について、例えば、理科における野外観察や社会科における見学といった調査活動など、その目標や指導内容から教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めます。

- ・ 学校行事等の準備・運営について、教員業務支援員等と連携するなど、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、準備の簡素化、省力化等を進めます。

3) 適切な教育課程の編成・実施

《町教委》

- ・ 標準授業時数を大きく上回った（小・中学校は年間1,086単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行う。

《学校》

- ・ 各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントする。
- ・ 授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫する。

4) 適正な勤務時間の管理等

《町教委》

- ・ 各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行う。
- ・ 各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行う。
- ・ 学校の実情を踏まえ、変形労働時間制や教員が担当する授業や校務の状況などに応じて個別に勤務時間を設定する「シフト制」の導入・活用を検討する。
- ・ 「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組（勤務間インターバル）について、実施に向けた効果的な在り方の検討を進める。

《学校》

- ・ 校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定する。
- ・ 校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保することができるよう取り組む。

5) 「チーム学校」としての取組の推進

《町教委》

- ・ 引き続き「Road」や国の「働き方改革事例集」を積極的に活用するよう促します。

《学校》

- ・ 「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」を設置する際には、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮する。
- ・ コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話し合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図る。
- ・ 明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるにあたり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取りかけられる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高める。
- ・ 校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組む。
- ・ 国の「働き方改革事例集」や他県等の好事例を参考にし、学校の実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れるなど、改革を推進する。

6) 学校の組織運営に関する見直し

《町教委》

- ・ 学校に組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

《学校》

- ・ 設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図る

4 意識の変容を促す取組

1) 働き方改革の意識を高める取組の推進

《町教委》

- ・ これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進める。
- ・ 学校訪問の際に、働き方改革を進める上でPDCAサイクルを機能させることの重要性を繰り返し指導する。
- ・ 働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映する。
- ・ 管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る。

《学校》

- ・ 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置

付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定する。

- ・ 校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進める。
- ・ 管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図る。

特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促す。

- ・ 時間外在校等時間が80時間を超える職員又は直近2～6か月間のいずれかの平均で80時間を超える職員については、産業医による面接指導を管理職から徹底するとともに、その結果を踏まえて業務改善を行う。

参考例

- ・ 「自己申告シート」を活用し、各自の具体的な目標、取組状況を確認させることで、長時間勤務の縮減や業務の効率化に対する職員の意識の向上を図る。
- ・ 退勤時刻を掲示する自己申告ボードを設置することにより、退勤時刻から逆算して、業務の内容や順番を考えるよう促すとともに、退勤しやすい雰囲気醸成を図る。
- ・ 年間及び学期毎の「タイムスケジュール」を作成することにより、中期的、長期的に何をすべきか見通しを持ち、計画的に業務を行う意識の向上を図る。

2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進めます。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15日以上の年次有給休暇の取得促進

3) 働き方改革に関する研修の実施

- ・ 様々な機会を通じ、管理職をはじめ全教職員が自ら勤務時間を意識するよう、各学校においても働き方改革に関する研修を実施するよう促します。

4) これまでの取組の着実な推進

ア 長期休業期間中における「学校閉庁日」の取組推進

- ・ 学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日の取組を継続します。

イ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

- ・ 校務支援システムの機能を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録します。
- ・ 各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行います。

ウ 留守番電話の設置による対応の実施

- ・ 緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、留守番電話の設置を継続します。

5 学校サポート体制の充実

1) メンタルヘルス対策の推進等

- ・ メンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施や面接指導が受けられることができる体制を整備し、教職員の健康管理対策を実施します。
- ・ 校長は、職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立します。
- ・ 教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、教職員の健康管理に関し、必要に応じて産業医等による助言・指導を受けるものとします。

2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 学校のみでは解決が難しい課題への対応を支援するため、スクールロイヤーの活用含め、学校運営を支援する体制を整備します。
- ・ 学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化します。

3) 調査業務の見直し

- ・ 学校に送信する書類を精査し、縮減に努めます。
- ・ 調査の実施にあたっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮します。
- ・ 各種通達や通知などの情報を一元管理し、学校が必要な情報を閲覧できるよう、学校からアクセス可能なクラウド上の共有サービスの活用などを検討します。
- ・ 各種団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動などの各種団体からの家庭向け配布物について、当該団体に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請します。

4) 研修・会議の精選・見直し

- ・ 定例的に実施している校長会議をはじめとした諸会議については、その必要性の面から改めて見直しを行い、廃止も含めて更なる精選を行います。
- ・ 特に情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、書面のみやオンラインでの開催を徹底する。

5) 学校が作成する計画等の見直し

《町教委》

- ・ 各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・ 学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成するよう指導・助言を行う。
- ・ 各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。

6) 主幹教諭等の配置の推進等

- ・ 学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置とともに国の加配を活用するなどの取組を推進します。